

岡山市問題行動等対策委員会

岡山市教育委員会は、岡山市問題行動等対策委員会設置条例第1条に基づき、岡山市問題行動等対策委員会（以後「委員会」という。）を設置しています。この委員会は、岡山市立の小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童又は生徒のいじめ等の問題行動及び不登校の防止に係る対策について審議すること、また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定により、重大事態の調査を行うことを旨としています。

組織・委員

○組織

委員会は、委員10人以内で組織します。委員は、弁護士、医師、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育長が任命します。

○委員

委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

会議の開催

定例の委員会は、年に3回の開催を予定しています。

平成28年度の会議の開催実績

○平成28年度第1回岡山市問題行動等対策委員会

日時：平成28年7月27日（水） 10：00～12：00

場所：岡山市役所本庁舎 8階中会議室

内容：平成28年度実施の事業・施策への助言及び提言 等

○平成28年度第2回岡山市問題行動等対策委員会

日時：平成28年11月28日（月） 15：15～17：00

場所：岡山市役所本庁舎 8階会議室

内容：いじめ防止対策、問題行動等の個別事対応案への助言及び提言 等

○平成28年度第3回岡山市問題行動等対策委員会

日時：平成29年3月17日（金） 15：15～17：15

場所：ほっとプラザ大供 5階会議室

岡山市北区大供2-3-16

内容：平成27年度問題行動等調査の詳細分析への助言及び提言 等